平成２９年（フ）第１８８号
東京都練馬区石神井台６丁目16―11―203
債務者　川田　　仁
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８９号
東京都練馬区石神井台６丁目16―11―203
債務者　川田　佑美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９０号
東京都葛飾区東新小岩３丁目１―16―508
債務者　黒岩賢一郎
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９２号
東京都板橋区富士見町33―11　ふじみ31号室
債務者　及川　理恵
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９４号
東京都足立区本木南町26―18―302
債務者　高田　祐介（旧姓清野）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５号
東京都世田谷区三宿２丁目28―23―101
債務者　松田　祐子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９６号
東京都江戸川区小松川１丁目７－１―1005
債務者　笹沼ひとみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０２号
東京都江戸川区小松川３丁目９－２―606
債務者　山本美香子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０６号
東京都品川区西五反田８丁目６－７　五反田荘
債務者　楠見　百明
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２０９号
東京都足立区綾瀬７丁目10―１―202
債務者　竹下　利實
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１３号
東京都江東区大島８丁目12―20―303
債務者　豊田　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１４号
東京都江東区大島８丁目12―20―303
債務者　豊田　誠子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７４号
東京都武蔵村山市大南３丁目124番地の５
債務者　安本　智史（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
静岡県焼津市石津273番地の１　たんぽぽコージュ八まんさん
債務者　吉田雄一郎
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１２号
東京都葛飾区白鳥４丁目18―１―201
債務者　氏家　清子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０６号
東京都足立区中川２丁目２―16アインハイツ103号、住民票上の住所静岡県焼津市焼津４丁目４番18号
債務者　塩澤　倫枝
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部